

運営委員会決定第1号
平成31年3月27日
令和5年1月24日一部改正
令和6年7月16日一部改正

「農業特定技能協議会」運営要領

「農業特定技能協議会」規約（以下「規約」という。）第8条の規定に基づき、農業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（入会）

- 第1条 特定技能所属機関として協議会の構成員となろうとする者は、農林水産省が定める方法により、次に掲げる事項を農林水産省に届け出なければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 その他農林水産省が別に定める申請様式で定める事項
- 2 農林水産省は、前項の届出に係る事項に不備がない場合は、当該届出を行った者を協議会の構成員とするものとする。

- 第2条 協議会の構成員となろうとする農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体は、農林水産省が定める方法により、次に掲げる事項を農林水産省に届け出なければならない。
- 一 名称、住所及び代表者の氏名
 - 二 当該団体の構成員その他組織体制が確認できる書類
- 2 農林水産省は、前項の届出により、当該団体が相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていること等が確認された場合は、当該団体を協議会の構成員とするものとする。

（退会及び除名）

- 第3条 協議会の構成員となっている特定技能所属機関は、農業分野の特定技能所属機関でなくなった場合は、農林水産省が定める方法により、退会する旨を農林水産省に届け出なければならない。ただし、合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 2 協議会は、協議会の構成員となっている特定技能所属機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定技能所属機関を構成員から除名することができる。
- 一 前項の届出を行わないとき
 - 二 規約第3条第2項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき
 - 三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

- 第4条 第2条第2項の規定により協議会の構成員となっている団体は、退会する旨を農林水産省に届け出ることができる。

2 協議会は、第2条第2項の規定により協議会の構成員となっている団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体を構成員から除名することができる。

- 一 当該団体が相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていると認められないとき
- 二 規約第3条第2項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき
- 三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

(構成員名簿の作成及び公表)

第5条 農林水産省は、協議会の構成員となっている者の氏名又は名称及び住所等を記載した構成員名簿を作成し、その概要を公表するものとする。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、協議会の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な次に掲げる事項の決定を行う。

- 一 協議会を招集するかどうかの決定
 - 二 協議会の構成員に共有する情報の決定
 - 三 情報共有の方法や時期の決定
 - 四 協議会の構成員であることの証明の方法の決定
 - 五 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対し、アンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力を要請するかどうかの決定
 - 六 運営要領の制定・変更その他協議会の運営に関する重要事項の決定
- 2 農林水産省は、原則として3か月に1回、構成員を招集し、又は議事の内容を記載した書面若しくは電子メールを構成員に送付し、運営委員会を開催する。
- 3 農林水産省は、運営委員会の議事に鑑みて必要があると認めるときは、学識経験者その他の運営委員会の構成員以外の者に運営委員会への出席を求めるものとする。

(協議会の招集)

第7条 運営委員会は、向こう5年間の受入れ見込み数を超えることが見込まれるため法務大臣に受入れの停止の措置を求める場合や大都市圏での受入れの自粛を求める場合等、特に重要な事項を協議する必要がある場合に、協議会を招集するものとする。

2 運営委員会は、やむを得ない事由により協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって協議会における協議に代えることができる。

(議事の公開等)

第8条 協議会及び運営委員会は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

(その他)

第9条 本運営要領に定めるもののほか、協議会及び運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。